

## 開かれた簡易裁判所の構築に向けて (簡裁の機能の更なる充実と司法書士の役割)

- ・「開かれた簡易裁判所の構築に向けて(要旨)」
- ・資料2-1-1 日本司法書士会連合会 「少額裁判サポートセンター」を開設  
(参考資料1~5)
- ・資料2-1-2 リーフレット「まず司法書士に相談してみてください。  
解決への近道です!!」
- ・資料2-2-1 弁護士と司法書士の所在状況  
(簡易裁判所管轄ごとの弁護士・司法書士所在状況)
- ・資料2-2-2 都道府県別会員数(司法書士・弁護士)
- ・資料2-2-3 リーフレット(司法書士業務の紹介)
- ・資料2-2-4 改正司法書士法(平成15年4月1日施行)抜粋
- ・資料2-3 パンフレット((社)成年後見センター・リーガルサポート)
- ・資料2-4-1 民事法律扶助事業における書類作成援助件数
- ・資料2-4-2 リーフレット「裁判、困った。」
- ・資料2-5 開かれた簡易裁判所の構築に向けて  
(簡裁の機能の更なる充実と司法書士の役割)
- ・参考資料: 東京新聞記事〔平成14年7月1日〕  
読売新聞記事〔平成14年7月13日〕

平成14年7月17日

日本司法書士会連合会

## 開かれた簡易裁判所の構築に向けて（要旨）

日本司法書士会連合会

### 司法制度改革審議会の提言について

- ・「軽微な事件を簡易迅速に解決」
  - ・「国民により身近な簡易裁判所の特質を十分に活かす」
  - ・「裁判所へのアクセスを容易にする」
- 国民に対し簡易裁判所の門戸を広げるべきである旨の提言

### 簡裁の事物管轄引上げについて

過去の事物管轄引上げ時の背景

物価水準等の経済指標に連動

上級審の負担軽減

今回の検討に際しては、「簡易裁判所をさらに国民に身近なものとして広く利用するため」という視点が必須

簡裁の特色について

地裁と比較すると・・・

- ・各地域に広く分布しており、国民のアクセスが容易な「国民に身近な裁判所」
- ・手続が簡便、審理そのものが理解しやすく、利用者本人が裁判を進行しやすい。
- ・迅速な審理 - 平均審理期間 2.1 ヶ月（地裁平均審理期間 8.8 ヶ月〔平成 12 年〕）
- ・調停委員・司法委員等の関与により、市民参加による解決が期待できる。
- ・少額訴訟手続、特定調停制度の導入等により、国民の利便性向上に寄与



簡裁の事物管轄の見直しについては、上記の簡裁の特質を積極的に活用すること = 国民の簡裁へのアクセスをより拡充する、という観点から検討されるべき。

事物管轄引上げにより危惧されている点

「地裁で審理されていたクレジット・サラ金や商工ローン等の債権回収事件が簡裁に参入」

【現状】原告被告とも法律専門家が関与していないことが多い - 審理停滞、攻撃防御が十分に尽くされていない。

当事者が法律専門家を積極的に活用できる環境が必要

今後、司法書士が書類作成援助に加え、簡裁における訴訟代理人になることにより、国民が法律専門家へアクセスしやすい環境を充実

## 少額訴訟制度について

- ・本年7月1日から、全国50の司法書士会が「少額裁判サポートセンター」を開設 - 相談及び裁判手続支援を主目的とした新たな活動を実施
  - ・迅速、低廉、簡易な側面から、市民型紛争事件には非常に効果的な制度
    - 現状でも一部の簡裁において、30万円以内に限らず少額訴訟手続に準じた取扱いがなされるケースがある。
- ↓
- ・ 改革審の提言をふまえ、訴額の増額等により一層の有効性を高める必要性
  - ・ 通常訴訟と少額訴訟を有効に機能させることにより、国民に身近な頼りがいのある簡裁として充実を図るべき

## 司法書士の簡裁代理について

司法書士は弁護士に比して、全国的に分布している

司法書士の実績

- ・ 本人訴訟支援
- ・ 多重債務等の消費者問題への関与
- ・ 成年後見制度への関与
- ・ 書類作成援助を通じての民事法律扶助事業への関与
- ・ 「少額裁判サポートセンター」を開設

平成15年4月1日施行の改正司法書士法により、司法書士の簡裁代理活動が実現

現在、全国各地に訴訟代理を担う司法書士が存在するよう運動中であり、約7割近くの会員が簡裁代理を担う姿勢を示している。

簡裁における専門家関与の不足を解消し、簡裁の円滑な運営や機能向上に寄与

## これからの簡裁のあるべき姿について

利用者である国民が裁判所へアクセスしやすい環境整備が重要

【現状】事件の内容や性質から簡裁での解決がふさわしい場合でも、請求金額等の関係から、地裁で扱われる事件が存在している。

【今後のあるべき姿】

- ・ 簡裁が「市民の駆け込み寺」としての役割を、より一層果たせるよう、開かれた裁判所へ発展する必要がある - 事物管轄の拡大もこの方向性に寄与するもの
- ・ 将来的には、訴えの段階で審理形態を踏まえた上で、裁判所を国民が選択できるような裁判手続制度の構想も
- ・ 簡裁の機能の飛躍的向上 - 人員や設備の拡充が大前提

## 日本司法書士会連合会 「少額裁判サポートセンター」を開設

7月1日、全国一斉50箇所に  
「小さなトラブルに泣き寝入りしないで」 街の法律家、司法書士が大きくサポート。

日本司法書士会連合会は、本年7月1日から、全国50箇所の司法書士会に「少額裁判サポートセンター」を開設いたしました。

本センターでは、市民が直面している少額・簡易な事件の解決にむけて、司法書士が法律相談を無料で行います。また、様々な裁判手続についての助言を行うなどして、「市民の裁判」をサポートしていきます。

裁判は、「時間がかかる」「お金がかかる」「大袈裟で面倒である」というイメージをもちられています。そのため、小さなトラブルであれば、裁判に訴えることはせず、「泣き寝入り」してしまう例も多くあります。

簡易裁判所は、本来、小さなトラブルの解決のため、市民が気軽に利用できる身近な裁判所として設けられたものです。請求する金額が少額な事件や、あまり複雑でない事件については、比較的少ない費用と短い時間で、裁判を行うことができます。

また、このような事件では、裁判に代理人をたてないで自分自身で行う「本人訴訟」であっても十分に問題の解決をはかることが可能です。

「少額裁判サポートセンター」では、少額な事件の解決にむけて、事実関係や権利関係の整理など、具体的な事案についての相談、裁判についての基本的な説明、裁判所における各種手続についての説明、裁判以外での解決方法についての説明などを行います。

必要な場合は、本人訴訟を支援するために裁判所に提出する書類作成等の業務を行う司法書士についての情報提供を行います。本人訴訟で自らの権利を実現できるよう、司法書士が市民と「二人三脚」で裁判を進めて行き、解決に導きます。

さらに、司法書士法の改正により、平成15年4月1日から、新たに簡易裁判所における訴訟代理が可能となりますので、その業務を行う司法書士についての情報提供をしていくことも考えております。

このようにして、市民が小さなトラブルで泣き寝入りすることなく、市民にとって裁判や法律をより利用しやすい身近なものにし、市民の権利がよりよく実現・保護されるよう貢献してまいります。

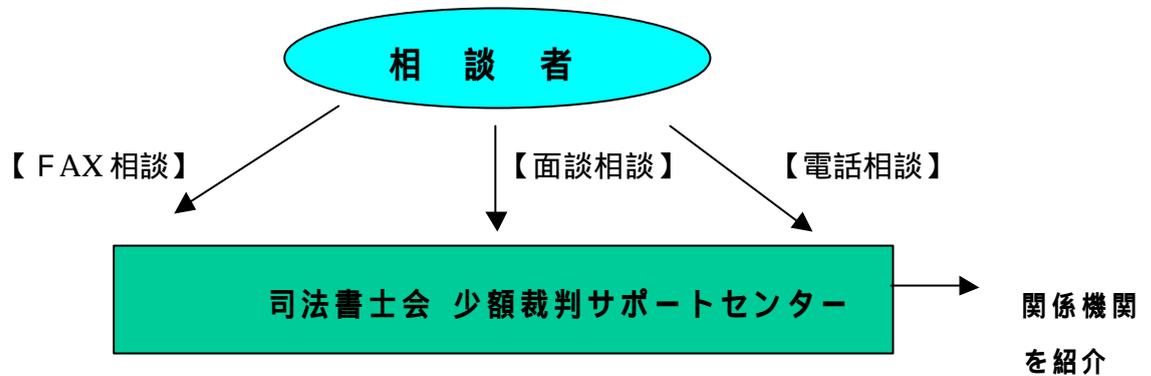
今後、司法書士に裁判をサポートする役割がより大きく期待されます。本センターの活動を通して、司法書士は「街の法律家」として、市民の小さなトラブルの裁判をサポートする役割を担っていきたいと考えています。

以上

< 参考資料 1 >

少額裁判サポートセンター 設置箇所 一覧			
	〒	住 所	電話番号
札幌会	060-0042	札幌市中央区大通西13 - 4	011-281-3505
函館会	040-0033	函館市千歳町21 - 13桐朋会館内	0138-27-0726
旭川会	070-0901	旭川市花咲町4	0166-51-9058
釧路会	085-0833	釧路市宮本1 - 2 - 4	0154-41-8332
宮城県会	980-0821	仙台市青葉区春日町8 - 1	022-263-6755
福島県会	960-8022	福島市新浜町6 - 28	024-534-7502
山形県会	990-0041	山形市緑町1 - 4 - 35	023-623-7054
岩手県会	020-0015	盛岡市本町通2 - 12 - 18	019-622-3372
秋田県会	010-0951	秋田市山王6 - 3 - 4	018-824-0187
青森県会	030-0861	青森市長島3 - 5 - 16	017-776-8398
東京会	160-0003	新宿区本塩町9 - 3司法書士会館2 F	03-3353-9191
神奈川県会	231-0024	横浜市中区吉浜町1	045-641-1372
埼玉会	336-0011	さいたま市高砂3 - 16 - 58	048-863-7861
千葉会	261-0001	千葉市美浜区幸町2 - 2 - 1	043-246-2666
茨城会	310-0063	水戸市五軒町1 - 3 - 16	029-225-0111
栃木県会	320-0848	宇都宮市幸町1 - 4	028-614-1122
群馬会	371-0023	前橋市本町1 - 5 - 4	027-224-7763
静岡県会	420-0865	静岡市東草深町15 - 22	054-246-5427
山梨県会	400-0024	甲府市北口1 - 6 - 7	055-253-6900
長野県会	380-0872	長野市妻科3 9 9	026-232-7492
新潟県会	951-8063	新潟市古町通十三番町5 1 6 0	025-228-1589
愛知県会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭1 - 12 - 3	052-683-6683
三重県会	514-0036	津市丸之内養正町17 - 17	059-224-5171
岐阜県会	500-8114	岐阜市金童町5 - 10 - 1	058-246-1568
福井県会	918-8112	福井市下馬2 - 314司・調合同会館	0776-33-2777
石川県会	921-8013	金沢市新神田4 - 10 - 18	076-291-7070
富山県会	930-0008	富山市神通本町1 - 3 - 16I社 <sup>®</sup> ワ-ル神通3 F	076-431-9332
大阪会	540-0019	大阪市中央区和泉町1 - 1 - 6	06-6941-5351
京都府会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル5 - 232 - 1	075-241-2666
兵庫県会	650-0017	神戸市中央区楠町2 - 2 - 3	078-341-6554
奈良県会	630-8333	奈良市中新屋町23中江ビル2 F	0742-22-6677
滋賀県会	520-0056	大津市末広町7 - 5滋賀県司調会館2 F	077-525-1093
和歌山県会	640-8145	和歌山市岡山丁24番地	073-422-0568
広島会	730-0013	広島市中区八丁堀3 - 8	082-221-5345
山口県会	753-0048	山口市駅通り2 - 9 - 15	083-924-5220
岡山県会	700-0816	岡山市富田町2 - 9 - 8	086-226-0470
鳥取県会	680-0022	鳥取市西町1 - 314- 1	0857-24-7013
島根県会	690-0884	松江市南田町26	0852-24-1402
香川県会	760-0022	高松市西内町10 - 17	087-821-5701
徳島県会	770-0808	徳島市南前川町4 - 41	088-622-1865
高知県会	780-0928	高知市越前町2 - 6 - 25	088-825-3131
愛媛県会	790-0062	松山市南江戸1 - 4 - 14	089-941-8065
福岡県会	810-0073	福岡市中央区舞鶴3 - 2 - 23	092-714-3721
佐賀県会	840-0833	佐賀市中の小路7 - 3	0952-29-0626
長崎県会	850-0032	長崎市興善町4 - 1興善ビル8 F	095-823-4777
大分県会	870-0045	大分市城崎町2 - 3 - 10	097-532-7579
熊本県会	862-0971	熊本市大江4 - 4 - 34	096-364-2889
鹿児島県会	890-0064	鹿児島市鴨池新町1 - 3司調セ-タ-ビル3 F	099-256-0335
宮崎県会	880-0803	宮崎市旭1 - 8 - 39 - 1	0985-28-8538
沖縄県会	900-0006	那覇市おもろまち4 - 16 - 33	098-867-3526

相談から解決への流れ



相談はすべて無料です

事実関係の整理 ・ 権利関係の整理  
裁判 ・ 裁判所における各種手続 ・ 裁判外での解決方法についての説明

本人が裁判所に訴えを提起します。

司法書士と一緒に裁判所に書類を提出し訴えを提起します。

裁判所の出廷日が決定

裁判所へ出廷、審理、結審。

判決  
和解等  
判決後に強制執行等の場合があります。

## 相談 ケース スタディー

以下の事例は、少額訴訟を利用することができるものを想定したもので、実際の事例や判例ではありません。

### トラブルケース 住居編

快適な暮らしはみんなの願いですが、住まいとその周辺は人と人の様々な利害が入り交じる場でもあり、トラブルが発生することも多い場面です。例えば、土地・建物の賃貸借に関するトラブル、住宅の設備の欠陥、近隣問題などなど。問題解決には正しい方の知識が必要で、「少額訴訟」を利用して問題の解決を図る場合でも司法書士との相談が欠かせません。

#### CASE:1 敷金が戻ってこない

2年間住んでいた1DKのアパートを引っ越した。大家さんに敷金14万円(家賃2ヵ月分)の返還を求めたが、大家さんからは、畳の表替えやクロスの張替えなど原状回復する費用が必要なので敷金では不足し、敷金を差し引いたほかに更に20万円請求するという返事。だが、部屋を特に汚したり、破損した覚えはないのでこれは納得できない。

##### 解決へのアドバイス

賃借人には、建物(部屋)を原状に回復して返還する義務がありますが、この「原状回復」については、賃借した当初と全く同一の状態にまでする必要はなく、通常の使用に伴って生じた損耗・汚損の補修費用については賃借人が負担する義務はないとする判例も多く出されています。これは、賃貸借契約に「貸室明渡し後の室内建具、襖、壁紙等の破損、汚れは一切賃借人の負担において原状に回復する」というような特約(「原状回復特約」)があっても変わりません。大家さんと再度交渉して、それでも敷金が返還されないなら、少額訴訟によって解決することも可能です。

#### CASE:2 家賃滞納5ヶ月分!

アパートを経営していますが、賃借人の一人が月5万円の家賃を5ヶ月も滞納しています。催促しても「もう少し待ってくれ。」というばかりです。今の時期、新たな賃借人を探すとすると結構大変なので、明渡しまでは考えていません。滞納家賃だけ支払ってもらうことはできますか。

##### 解決のアドバイス

実際には、多くの簡易裁判所に滞納家賃だけの支払いを求める訴えが起こされていますが、相手に家賃を支払う意思がないことが明らかな場合は、滞納家賃だけの請求ではなく、建物(部屋)の明渡し(立退き)を求める方がよいと思われます。少額訴訟は30万円以下の金銭支払請求に限られますので、明渡し(と同時に滞納家賃の支払い)を求める場合は、少額訴訟でなく通常訴訟手続で訴えを起こすことになります。

### トラブルケース 生活編

日常生活の中でしばしば出くわすお金の貸し借りや、小さな事故・・・。生きている以上トラブルを完全になくすことは難しく、大切なのはこうした問題をいかにスムーズに解決できるかです。スピーディーに解決策を求める「少額訴訟手続」はそのための賢い智恵。司法書士との二人三脚で心労

や不安をなくし明るい生活を確保したいものです。

### CASE:3 貸したお金を返して!

会社の同僚に頼まれて20万円貸しました。冬のボーナスで一括して返済するという約束でしたが、ボーナスが支給されても一向に返済する様子がありません。たまりかねて催促しても、「もう少し待ってくれ」というばかり。友人ということで、「金 円を本日確かに借用し、受け取りました。平成 年××月 日 二郎」と書いてもらった借用書があるだけですが、お金は返してもらえるでしょうか。

#### 解決へのアドバイス

貸金の返還を求める訴訟では、友人にお金を貸し渡した(相手方がお金を受け取った)ということと主張・立証しなければなりません。本件のような借用書でも立派な証拠です。ただし、この借用書だけでは「何時何時までに返す」という期限が明らかではありませんので、取り敢えずは内容証明郵便で期限を限って催促をし、それでも返してもらえなければ、少額訴訟手続きを利用してみてはどうでしょうか。

### CASE:4 飲み代のツケを支払って!

スナックを経営しています。常連客の一人の飲み代のツケが10万円にもなり困っています。催促しても、「今度支払うから」とか言って支払ってくれず、そのうちお店にも顔を出さなくなりました。何かいい方法はないでしょうか。

#### 解決へのアドバイス

飲食代金で注意しなければならないのは、1年間で時効にかかり消滅することです(民法174条)。最初の飲食代金が時効完成間近であれば、取り敢えず内容証明で催告をしておき、6ヶ月内に訴えの提起など本来の時効の中断手続きを採らなければなりません。このケースのように数回に渡って飲食代金をツケにしているような場合は、訴状には、飲食した日、その内容、金額などを個別的に記載する必要があります(一覧表にして別紙で訴状に添付すると分かりやすいと思います)。

### CASE:5 車をぶっつけられた!

信号機のない交差点で出会い頭の衝突事故を起こしました。幸い双方ともケガはありませんでしたが、私の車はフロント部分がかかなり傷み、修理に25万円要しました。相手は一時停止標識を無視して交差点に突っ込んでいます(私の方が優先道路です)。相手に修理代を請求しましたが、相手は私の方にも過失があると言って支払ってくれません。私には非はないと思うので、相手側に修理費を全額支払ってもらいたいのですが。

#### 解決へのアドバイス

各地の簡易裁判所の少額訴訟でも、交通事故による損害賠償請求事件は大変多く、そこでの最大の争点は過失割合です。交通事故による損害賠償請求事件では、判例の積み重ねにより今日では過失割合の基準が定まっており、一般に、車対車の衝突事故では一方の過失が0という場合は少なく、通常は被害者側にも何割かの過失があるとされています。貴方が相手の過失が10割と主張するなら、それを立証する必要があります。

### トラブルケース 仕事編

労使関係で生じる問題から、サービスや品物の代金回収の問題まで不況の影響があつてか仕事上のトラブルはますます増加の傾向にあります。これまでは裁判に持ち込むといっても、少額の

金額では、費用や時間の面でデメリットがある場合が多かったのですが、「少額訴訟手続」ならスピーディーで負担もわずか。支払われない賃金、解雇予告手当や代金の回収に大いに役立ちます。

#### **CASE:6 売買代金を支払ってくれない!**

ある個人商店に電話兼ファックス(価格12万円)を売り渡しました。支払いは翌月末の一括払いという約束だったが、「今月は無理」と繰り返され、3ヶ月も支払いを引き伸ばされています。少額の商品の売買なので売買契約書は作成していませんが、どうしたらよいのでしょうか。

##### **解決へのアドバイス**

売買代金の請求では、売買契約が成立したことを主張・立証しなければなりません。売買契約書がなくても、買主の注文書とか納品書、請求書、売掛台帳、商品を配達した際の物品受領書があれば売買の事実を立証できます。もし、相手が突然倒産などの事態になって回収できなくなった場合、損をするのは貴方ですから、少額訴訟を利用して回収を図ってみてはどうでしょうか。

#### **CASE:7 報酬を支払って!**

自家用車の車検を頼まれて車検作業を行った。法定の税金や保険料をも立て替えており、車を届けた時にその分を含めた代金15万円を請求したが、今は金がないので1ヵ月後に払うという返事。仕方なく了承したが、1ヶ月を過ぎても支払う様子もなく、催促しても全く無視。何かいい方法はないだろうか。

##### **解決へのアドバイス**

このケースのような請負代金請求では、請負契約の内容(いつ、誰と誰が、何について、いくら、工事〔役務提供〕を行ったか)とその結果工事が完成してその目的物を引き渡したことを主張・立証しなければなりません。報酬は後払いが原則ですが、当事者間でそれと異なる支払方法を定めることもできます。相手に余りにも誠意が見られない場合は、少額訴訟を選択してみてもいいでしょうか。

#### **CASE:8 突然解雇された!**

コンビニで6ヶ月間アルバイトをしていたが、ある日突然「明日から来なくていい」と言われ、その日までのアルバイト代だけ手渡された。突然のことで次のアルバイトも直ぐには見つからず困っていたところ、友人から解雇予告手当を請求できるのではというアドバイスを受けた。アルバイトでも解雇予告手当を請求できますか。また、どのようにすればよいのでしょうか。

##### **解決へのアドバイス**

解雇をする場合、30日以上前に解雇予告をするか、30日以上平均賃金を「解雇予告手当」として支払わなければなりません(労働基準法20条)。この解雇予告制はアルバイトやパートにも適用されますが、解雇予告制が適用されない例外もあります(同法21条)。貴方の場合は、例外には該当しないと思われますので、解雇予告手当を請求することができます。雇主と交渉したり、労働基準監督署で相談しても任意に支払って貰えない場合は、少額訴訟を利用しましょう。

以上

## 小さなトラブル 解決の事例

以下の事例は実際に起こった事件に基づくものです。

### CASE :1 酔っ払った隣人に植木を切られた！

日頃より仲の悪い隣人でしたが、ある夜酔っ払って我が家に入り込み、家の植木を手当たり次第に切り始めました。驚いて警察を呼び、即逮捕されました。しかし、本人は警察に逮捕されたことで、全ては済んでいると考えております。わたしは、植木を元通りに回復したく、損害賠償を求めたい。

植木屋さんに頼み、植木を元通りにするための費用の見積もりをお願いしたところ、85万円であった。そこで、荒らされた庭の写真と、見積書を証拠として、簡易裁判所に損害賠償を請求しました。

父親が持ち主(土地)でしたが、高齢のため、息子が会社を休んで許可代理人として出廷。

### CASE :2 境界線で争った隣人が嫌がらせ！

隣人と境界確定事件で高等裁判所まで争い勝訴の判決を貰いました。ところが、隣人はそれを根に持ち、市と境界の確定していない市の道路側の植木を自分のものだと言って嫌がらせに切っけてしまいます。

境界確定訴訟の際にわたしが境界木と主張していたケヤキの古木を、隣人が切ってしまったこともあり、あわせて損害賠償を起こすことで、権利主張をし、隣人の嫌がらせをやめさせたい。

植木をもとどおりにするための費用の見積もりを造園業者に依頼し、簡易裁判所に訴訟提起。裁判所の司法委員が、市との境界をはっきりさせないと権利主張は認められないと原告に不利な和解を強制するので、和解に応じなかったところ、地裁に移送。

地裁では2回期日で原告全面勝訴。その後、被告のいやがらせもやんだ。

### CASE :3 賃料滞納3ヶ月！

わたしの所有するワンルームマンションの賃借人が、しばしば賃料の支払を滞る。現在3ヶ月ほど延滞しているが、督促したり内容証明を出して催促すると全額支払ってくる。こんなことをもう5回も繰り返している。この際出て行ってもらおうとしたら、法外な移転料を請求してきた。移転料を支払わなければ出て行ってもらえないのか。

通常の賃料不払い家屋明渡し訴訟を提起、信頼関係破壊による契約解除も併せて主張。裁判では和解成立。その後数ヵ月後再度賃料を遅滞したため、強制執行を通告。賃借人は任意に明渡しした。

### CASE :4 報酬を支払って！

運送会社の従業員募集に応募。車持込で歩合制の給与体系。上司が伝票処理方法などについて陰湿に注意を繰り返すため、けんかして退職。未払い給与については、会社の持っている債

権と相殺するとして支払われない。

さらに、歩合明細をみると、メール便や宅配便・至急便などと報酬が分かれているが、自分の配送メモとかなり数量に差がある。未払い報酬を支払って欲しい。

本人のメモによる配達記録をもとに、単価を歩合明細から計算。8万円の差額について少額訴訟を提起。裁判所側は会社に対して配送明細帳簿の提出を求め、計算の上和解成立。支払金額5万5千円は翌日振り込まれた。

#### CASE:5 不当解雇と言いがかり！

不動産会社（個人）の経営者が社員に仕事上で注意をしたら、社員が激昂して「解雇だな！」と怒鳴って飛び出してしまった。数日後弁護士から内容証明が届き、不当解雇による解雇予告手当、未払い給料、未払い歩合給合わせて165万円を請求してきた。それを追いかけるように、裁判所から訴状が届き、同額の請求がなされた。

社長は、未払い給与の部分と未払い歩合給の一部は認めて支払う意思はあるものの、不当解雇と言われる覚えはなく、また歩合給にしても社員の一方的な計算による請求は認められないとのことであった。

答弁書に於いて、不当解雇について争い、歩合給については入社時の労働協約を証拠として争った。相手方からは、全く自己に都合の良い主張のみで適切な立証がなされていないため、原告に対し裁判所からの強力な訴訟指揮がなされている。

以上

< 参考資料 5 >

## 識者からのご意見

「司法書士の少額裁判サポートセンターに期待します」

土田 あつ子氏  
社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会  
NACS消費生活研究所研究員

気軽に利用できる司法として少額訴訟制度の利用が広がっている。少額訴訟が気軽と言っても、司法の手続きを踏まえないといけない。問題を抱えた人は、自分の申したてを何処にいったいどのように受け付けてもらえるのか、不安いっぱいでも簡裁の扉を開ける。

少額訴訟の訴えの手続き方法は簡裁で説明を受けられるが、手続きだけでは申し立て者の不満が多い。説明された訴訟方法の中から少額訴訟を選択するのは申し立て者である。手続きだけの説明では大きな不安は解消されることはない。もし、その時申し立て者に法律的なサポートやアドバイスや相談できることがあれば、日ごろ裁判などとは縁の無いものにとっては心強い味方が出現したと感ずるだろう。

今回、司法書士の少額裁判サポートセンターが少額裁判をサポートしてくれることになったのは心強い。特に「地域密着の法律サポート」を訴えているのは、開かれた司法の実現に一步踏み出したと感ずる。単に少額裁判だけではなく、司法書士の方々が「地域密着の司法」を目指して日々努力をされることを期待したい。

そして、それを評価するのは利用者たる国民であることを忘れないで欲しい。

以上

# このようなら

少額裁判のことなら  
私たち「司法書士」に  
おまかせください



## ●司法書士って

登記・供託手続の代理と並んで、訴状や答弁書、告訴状などの裁判所・検察庁に提出する書類の作成も業務としています。訴状や答弁書、申立書などは、相当の法律知識が必要とされます。専門家である司法書士にご相談ください。

## ●裁判は自分でもできる

裁判は、必ずしも弁護士に依頼しなければならぬものではなく、自分で行うことができます。しかし、十分な知識がないと思わぬ不利益を受けることがあります。そんな時、少額裁判サポートセンター（司法書士）があなたをサポートします。



# 少額裁判サポートセンターで 気軽にご相談ください

## ●少額裁判サポートセンターとは

少額紛争に関する相談活動などを行うために全国50の司法書士会に設けられた窓口です。裁判についてお困りのこと、お悩みのことなどがあれば、お気軽にご相談ください。サポートセンターの司法書士と一緒に解決への近道を見つめます。



札幌 011-281-3505  
旭川 0138-27-0726  
釧路 0166-51-9058  
0154-41-8332

宮城 022-263-6755  
福島 024-534-7502  
山形 023-623-7054  
秋田 019-622-3372  
青森 018-824-0187  
017-776-8398

東京 03-3353-9191  
神奈川 045-641-1372  
埼玉 048-863-7861  
千葉 043-246-2666  
茨城 029-225-0111  
栃木 028-614-1122  
群馬 027-224-7763  
群馬 054-246-5427  
山梨 055-253-6900  
長野 026-232-7492  
新潟 025-228-1589

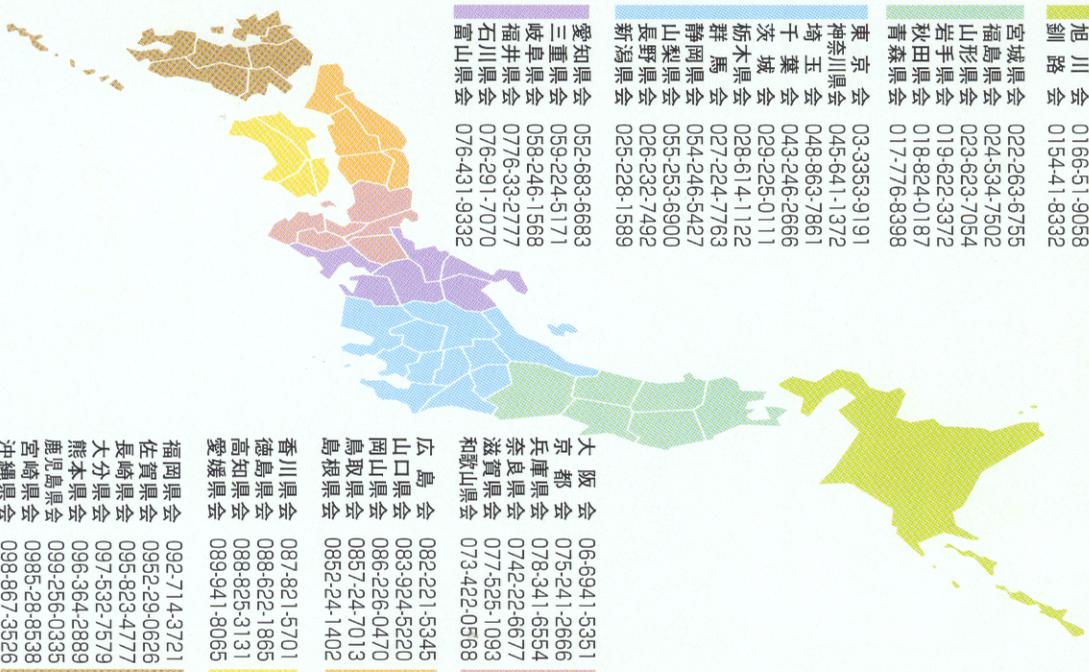
愛知 052-683-6683  
三重 059-224-5171  
岐阜 058-246-1568  
福井 0776-33-2777  
石川 076-291-7070  
富山 076-431-9332

大阪 06-6941-5351  
京都 075-241-2666  
兵庫 078-341-6554  
奈良 0742-22-6677  
滋賀 077-525-1093  
和歌山 073-422-0568

鳥島 082-221-5345  
山口 083-924-5220  
岡山 086-226-0470  
広島 0857-24-7013  
鳥取 0852-24-1402

香川 087-821-5701  
徳島 088-622-1865  
高知 088-825-3131  
愛媛 089-941-8065

福岡 092-714-3721  
佐賀 0952-29-0626  
長崎 095-823-4777  
大分 097-532-7579  
熊本 096-364-2889  
鹿児島 099-256-0335  
鹿島 0985-28-8538  
沖縄 098-867-3526



日本司法書士会連合会  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3  
TEL.03-3359-4171 FAX.03-3359-4175

まず

# 解決への近道です

司法書士に相談してみてください。





## 弁護士と司法書士の所在状況

(簡易裁判所管轄ごとの弁護士・司法書士所在状況)

全国の簡易裁判所数 A	Aのうち弁護士所在 簡裁数 B ( B / A % )	Aのうち司法書士所在 簡裁数 C ( C / A % )
4 3 8	2 8 1 ( 64.2% )	4 2 9 ( 97.9% )

弁護士：平成13年4月1日現在

司法書士：平成14年1月31日現在

(平成14年2月：日弁連「会員名簿」等による日司連独自調査)

都道府県別会員数（司法書士・弁護士）

都道府県	司法書士数	弁護士数
北海道（札幌）	353	322
（函館）	48	24
（旭川）	70	30
（釧路）	93	27
宮城県	264	218
福島県	304	86
山形県	191	52
岩手県	177	45
秋田県	157	49
青森県	141	41
東京都	2,202	8,946
神奈川県	664	735
埼玉県	612	307
千葉県	518	287
茨城県	284	96
栃木県	217	96
群馬県	280	125
静岡県	400	222
山梨県	139	55
長野県	362	113
新潟県	323	127
愛知県	810	861
三重県	264	74
岐阜県	335	88
福井県	136	42
石川県	187	82
富山県	155	49
大阪府	1,663	2,629
京都府	414	337
兵庫県	766	423
奈良県	164	81
滋賀県	158	48
和歌山県	164	69
広島県	437	270
山口県	257	76
岡山県	302	173
鳥取県	113	24
島根県	152	21
香川県	170	85
徳島県	173	51
高知県	133	53
愛媛県	267	89
福岡県	711	611
佐賀県	119	38
長崎県	167	67
大分県	183	68
熊本県	322	113
鹿児島県	305	80
宮崎県	178	53
沖縄県	214	180
計	17,218	18,838

司法書士数：H14/7/1現在、弁護士数：H14/7/10現在  
 東京都における弁護士数は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各会員数を合算したものの。

日本国憲法は、何人に対しても裁判を受ける権利を保障しています。しかし、**現実には、身近に法律相談を受けたり、訴訟代理人となる人がいない**ため、泣き寝入りしてしまうケースも多く見受けられます。このような状況の下、司法制度改革審議会は、市民の司法に対するアクセスをより拡充するため、司法書士に簡易裁判所における民事訴訟代理権を与えるべき、との答申を行いました。そして、この答申を受け、このたび**司法書士に簡易裁判所における民事訴訟代理権を付与**することを骨子とする司法書士法の改正が行われ、平成15年4月から実施されることになりました。このリーフレットはその改正の内容を市民の皆さんにわかりやすく説明するためのものです。

もう泣き寝入りしない！



## 全国司法書士会一覧

札幌会	011-281-3505	石川県会	076-291-7070
函館会	0138-27-0726	富山県会	076-431-9332
旭川会	0166-51-9058	大阪会	06-6941-5351
釧路会	0154-41-8332	京都府会	075-241-2666
宮城県会	022-263-6755	兵庫県会	078-341-6554
福島県会	024-534-7502	奈良県会	0742-22-6677
山形県会	023-623-7054	滋賀県会	077-525-1093
岩手県会	019-622-3372	和歌山県会	073-422-0568
秋田県会	018-824-0187	広島会	082-221-5345
青森県会	017-776-8398	山口県会	083-924-5220
東京会	03-3353-9191	岡山県会	086-226-0470
神奈川県会	045-641-1372	鳥取県会	0857-24-7013
埼玉会	048-863-7861	島根県会	0852-24-1402
千葉会	043-246-2666	香川県会	087-821-5701
茨城会	029-225-0111	徳島県会	088-622-1865
栃木県会	028-614-1122	高知県会	088-825-3131
群馬会	027-224-7763	愛媛県会	089-941-8065
静岡県会	054-246-5427	福岡県会	092-714-3721
山梨県会	055-253-6900	佐賀県会	0952-29-0626
長野県会	026-232-7492	長崎県会	095-823-4777
新潟県会	025-228-1589	大分県会	097-532-7579
愛知県会	052-683-6683	熊本県会	096-364-2889
三重県会	059-224-5171	鹿児島県会	099-256-0335
岐阜県会	058-246-1568	宮崎県会	0985-28-8538
福井県会	0776-33-2777	沖縄県会	098-867-3526

## 日本司法書士会連合会

Tel : 03-3359-4171 Fax : 03-3359-4175

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3  
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>



日本司法書士会連合会  
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

—今までも、そして、これからも—  
司法書士のできること

## 裁判所や検察庁に提出する書類を作成すること

裁判の訴状や答弁書、調停や破産・民事再生の申立書などの書類を作成します。また、家事審判手続や保全・差押手続に関する書類の作成もします。

## 不動産の登記手続について代理すること

土地や建物を売買したり、相続したり、これらに抵当権や賃借権などを設定するときに、あなたに代わって登記手続を行います。

## 会社・法人の登記手続について代理すること

会社や各種法人を設立したり合併するなどの登記手続や、増資・役員変更などの登記手続を、あなたに代わって行います。

## 供託の手続について代理すること

明け渡しや賃料の増額を要求している家主が、家賃を受け取ってくれないとき、家賃を支払ったのと同じ効果を生みさせる供託という手続を、あなたに代わって行います。

## その他

以上のほか、帰化申請書など国籍に関する書類の作成や成年後見に関する事務も行います。

これから…

新たに、できるようになること  
平成15年4月から、少額の民事紛争について\*

## 弁論する。

〔簡裁訴訟代理〕



あなたに代わって簡易裁判所の法廷に出廷し、弁論することができるようになりました。

## 相談を受ける。

〔法律相談業務〕



これまで、司法書士業務に関する相談を行ってききましたが、簡易裁判所の訴訟事件について、法律相談を受けることができるようになりました。

## 和解する。

〔裁判外の和解代理〕



裁判手続き以外でも一定の事件について、あなたに代わって相手方と和解交渉をすることができるようになりました。

## そして、まもる。



司法書士は、「国民の権利を保護」するために、これらの業務を行う法律家として位置付けられました。

\*… 簡易裁判所の事物管轄(訴額90万円以下)を基準とした民事通常訴訟、即決和解、支払督促、証拠保全、民事保全、民事調停などの事件について、法務大臣が指定した研修を修了し、認定を受けた司法書士が行うことができます。

これまで、できます!

いつでも相談してください

## 改正司法書士法（平成15年4月1日施行）抜粋

法文上の漢数字は、算用数字とした。

（目的）

第1条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

（職責）

第2条 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（業務）

第3条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- (1) 登記又は供託に関する手続について代理すること。
  - (2) 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。
  - (3) 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
  - (4) 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。
  - (5) 前各号の事務について相談に応ずること。
  - (6) 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。
    - イ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定による手続（口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項第1号に定める額を超えないもの
    - ロ 民事訴訟法第275条の規定による和解の手続又は同法第7編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの
    - ハ 民事訴訟法第2編第3章第7節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第91号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの
    - ニ 民事調停法（昭和26年法律第222号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの
  - (7) 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。
- 2 前項第6号及び第7号に規定する業務（以下「簡裁訴訟代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。
- (1) 簡裁訴訟代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

- (2) 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
  - (3) 司法書士会の会員であること。
- 3 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第1号の指定をするものとする。
- (1) 研修の内容が、簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。
  - (2) 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - (3) 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足る専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- 4 法務大臣は、第2項第1号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。
- 5 司法書士は、第2項第2号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 6 第2項に規定する司法書士は、民事訴訟法第54条第1項本文（民事保全法第7条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第1項第6号イから八までに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。
- 7 第2項に規定する司法書士であつて第1項第6号イ及びロに掲げる手続において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第55条第1項の規定にかかわらず、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができない。
- 8 司法書士は、第1項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

## 民事法律扶助事業における書類作成援助件数

(全国計)

平成12年実績 (H12.10.18~)	163件 (うち司法書士受託件数：159件)
平成13年実績	1063件 (うち司法書士受託件数：1035件)
平成14年(予定)	1600件
平成15年(予定)	4000件

(財)法律扶助協会資料をもとに作成

(財) 法律扶助協会一覽

札幌支部	〒060-0001	札幌市中央区北一条西1-1-7 第百生命札幌第二ビル7F	011-281-2428
函館支部	〒040-0031	函館市上新川町1-8	0138-41-0232
旭川支部	〒070-0901	旭川市花咲町4	0166-51-9527
釧路支部	〒085-0824	釧路市柏木町4-4-3	0154-41-0214
仙台支部	〒980-0811	仙台市青葉区一番町1-17-20 グランメゾン片平9F	022-223-1061
福島支部	〒960-8112	福島市花園町5-4-5	024-534-2334
山形県支部	〒990-0042	山形市七日町3-1-9 三浦志山形市商工会館4F	023-636-3648
岩手県支部	〒020-0023	盛岡市大通1-21 岩手産業会館本館2F	019-651-5095
秋田県支部	〒010-0951	秋田市長山王6-2-7 秋田弁護士会館内	018-862-3770
青森県支部	〒030-0861	青森市長島1-3-17	017-777-1285
東京都支部	〒100-0013	千代田区豊が関1-1-3 弁護士会館3F	03-3860-2851
経緯ビル3F	〒160-0023	新宿区西新宿1-18-8 新宿カカイビル2F	03-5381-2851
経緯ビル3F	〒190-0023	立川市豊崎町2-1-4 トミオ一第2ビル7F	042-526-2851
江崎ビル2F	〒192-0046	八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館内	0426-56-2851
榊原ビル2F	〒231-0021	横浜市中区日本大通り9	045-211-7767
榊原ビル2F	〒336-0011	浦和市高砂4-2-1 浦和高砂パーパワースタッフ	048-710-6667
千葉県支部	〒260-0013	千葉市中央区中央4-13-12	043-227-8431
茨城県支部	〒310-0062	水戸市大町2-2-75	029-221-3501
茨城県支部	〒320-0036	宇都宮市小幡2-7-13	028-600-3080
群馬県支部	〒371-0026	前橋市大手町3-6-6	027-233-4804
静岡県支部	〒420-0853	静岡市追手町10-80	054-252-0008
静岡県支部	〒400-0032	甲府市中央1-8-7	055-235-7202
長野県支部	〒380-0872	長野市妻科4-3-2	026-232-2104
新潟県支部	〒951-8126	新潟市字坂町通一番町1	025-222-3765
愛知県支部	〒460-0001	名古屋市中区三の丸1-4-2	052-221-7096
三重県支部	〒514-0032	津市中央3-2-3	059-228-2222
岐阜県支部	〒500-8811	岐阜市瑞穂町22	056-266-0020
福井県支部	〒910-0023	福井市順化1-24-4-3 ストーリーブビル福井一番館3F	0776-23-5252
石川県支部	〒920-0937	金沢市丸の内7-2	076-221-0242
富山県支部	〒939-8202	富山市西田坊27-5	076-421-4811
和歌山県支部	〒640-8144	和歌山市四番丁5-4 和歌山弁護士会館内	073-422-4580
広島県支部	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-6-6	082-228-0230
山口県支部	〒753-0045	山口市黄金町2-15	083-922-0087
岡山県支部	〒700-0807	岡山市南方1-8-29	086-223-4401
鳥取県支部	〒680-0011	鳥取市東町2-2-23	0857-22-3912
島根県支部	〒690-0886	松江市母衣町68	0852-21-3225
香川県支部	〒760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸ビル9F	087-822-3693
徳島県支部	〒770-0854	徳島市徳島本町2-3-2	088-652-5768
高知県支部	〒780-0923	高知市越前町1-5-7	088-872-0324
愛媛県支部	〒790-0003	松山市三番町1-8-8	089-941-6279
福岡県支部	〒810-0043	福岡市中央区城内1-1	092-714-6416
佐賀県支部	〒840-0833	佐賀市中央1-16	0952-24-3411
長崎県支部	〒850-0875	長崎市興善町1-2-5 長崎M&Jビル4F	095-824-3903
大分県支部	〒870-0046	大分市荷揚町7-15	097-536-1458
熊本県支部	〒860-0078	熊本市京町1-13-11	096-326-0971
鹿児島県支部	〒892-0816	鹿児島市京町1-3-47	099-226-3765
宮崎県支部	〒880-0803	宮崎市旭1-8-28	0985-22-2466
沖縄県支部	〒900-0023	那覇市志辺1-5-15	098-833-5545

財団法人法律扶助協会本部

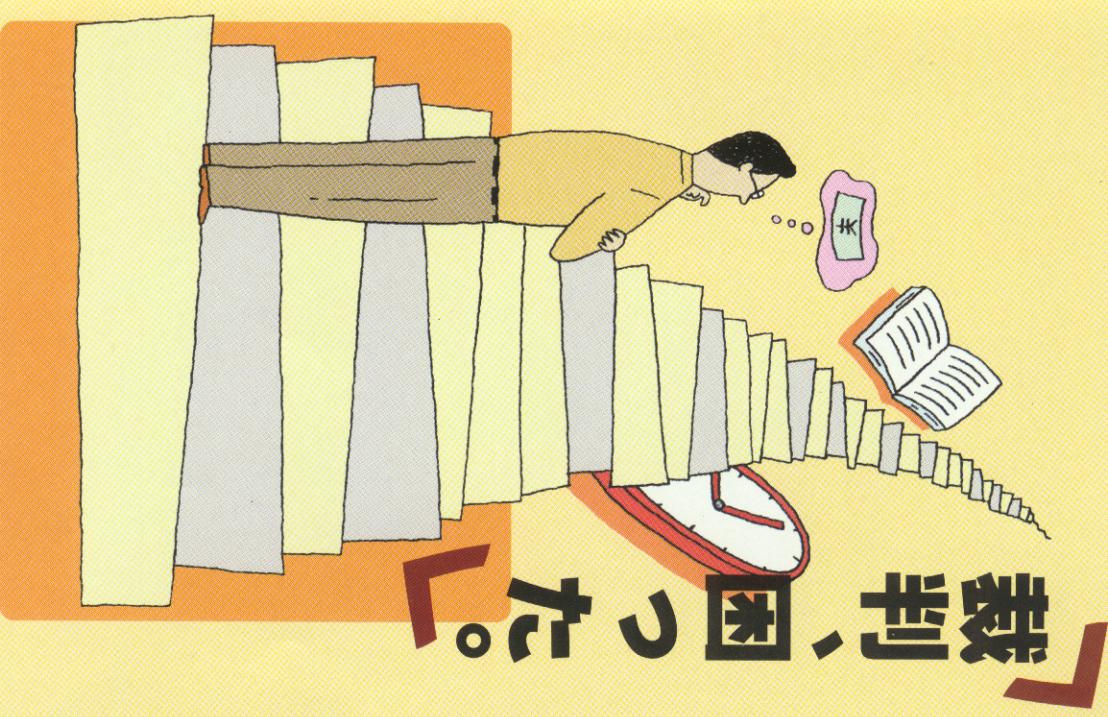
Tel.03-3581-6941 Fax 03-3581-6943  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14F  
<http://www.jiaa.or.jp/>

全国司法書士会一覽

札幌会	〒060-0042	札幌市中央区大通町13-4 中野ビル	011-281-3505
函館会	〒040-0033	函館市千歳町21-13 桐朋会館3F	0138-27-0726
旭川会	〒070-0901	旭川市花咲町4	0166-51-9058
釧路会	〒085-0833	釧路市宮本1-2-4	0154-41-8332
宮城会	〒980-0821	仙台市青葉区春日町8-1	022-283-6755
福島県会	〒960-8022	福島市新栄町6-28	024-534-7502
山形県会	〒990-0041	山形市緑町1-4-35	023-623-7054
岩手県会	〒020-0015	盛岡市本町通2-12-18	019-622-3372
秋田県会	〒010-0951	秋田市長山王6-3-4	018-824-0187
青森県会	〒030-0861	青森市長島3-5-16	017-776-8398
東京都会	〒160-0003	新宿区本郷町9-3 司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川県会	〒231-0024	横浜市中区吉浜町1	045-641-1372
埼玉会	〒338-0011	浦和市高砂3-16-58	048-963-7861
茨城会	〒261-0003	千葉市美浜区幸町12-2	043-246-2866
茨城会	〒310-0063	水戸市五軒町1-3-16	029-225-0111
栃木県会	〒320-0036	宇都宮市小幡1-5-23	028-621-3685
群馬県会	〒371-0023	前橋市本町1-5-4	027-224-7763
静岡県会	〒420-0865	静岡市東草深町1-5-22	054-246-5427
山梨県会	〒400-0024	甲府市北口1-6-7	055-253-6900
長野県会	〒380-0872	長野市妻科399	026-232-7492
新潟県会	〒951-8063	新潟市字坂町通十三番町5160	025-228-1589
愛知県会	〒456-0018	名古屋市中区新尾頭1-12-3	052-863-6683
三重県会	〒514-0036	津市丸之内妻正町17-17	059-224-5171
岐阜県会	〒500-8114	岐阜市金蔵町5-10-1	058-246-1588
福井県会	〒918-8112	福井市下郷2-31-4	0776-33-2777
石川県会	〒921-8013	金沢市新神田4-10-18	076-291-7070
富山県会	〒930-0008	富山市神連本町1-3-16 エスケー1号神連3F	076-431-9332
大阪会	〒540-0019	大阪市中央区和泉町1-1-6	06-6841-5351
京都 会	〒604-0973	京都市中京区柳馬場通堀川上15-232-1	075-241-2666
兵庫県会	〒650-0017	神戸市中央区楠町2-2-3	078-341-6554
奈良県会	〒630-8333	奈良市中新区町23 中江ビル2F	0742-22-6677
滋賀県会	〒520-0056	大津市末広町7-5 滋賀県司訓会館2F	077-525-1083
和歌山県会	〒640-8145	和歌山市西山丁24	073-422-0568
広島 会	〒730-0013	広島市中区八丁堀3-8	082-221-5345
山口県会	〒753-0048	山口市富通町12-9-15	083-924-5220
岡山県会	〒700-0816	岡山市富田町2-9-8	086-226-0470
鳥取県会	〒680-0022	鳥取市西町1-31-4-1	0857-24-7013
島根県会	〒690-0884	松江市南田町26	0852-24-1402
香川県会	〒760-0022	高松市西内町10-1-17	087-821-5701
徳島県会	〒770-0808	徳島市南前川町4-4-1	089-622-1865
高知県会	〒780-0928	高知市越前町2-6-25	088-825-3131
愛媛県会	〒790-0062	松山市南江戸1-4-1-14	089-941-8065
福岡県会	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴3-2-23	092-714-9721
佐賀県会	〒840-0833	佐賀市中央1-16	0952-29-0626
長崎県会	〒850-0032	長崎市興善町1-4-1 興善ビル8F	095-823-4777
大分県会	〒870-0045	大分市城崎町2-3-10	097-532-7579
熊本県会	〒862-0971	熊本市大正4-4-34	096-364-2889
鹿児島県会	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町1-3 司訓センター3F	099-256-0335
宮崎県会	〒880-0803	宮崎市旭1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県会	〒900-0015	那覇市久茂地2-4-18	098-867-3526

日本司法書士会連合会

Tel.03-3359-4171 Fax 03-3359-4175  
〒160-0003 東京都新宿区本郷町9-3  
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>



「裁判、困った。」

「民事法律扶助法」を  
ご存知ですか？

日本司法書士会連合会  
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

ある日、身に覚えもないのに訴えられた・・・  
誠意のみられない相手に裁判を起こしたい・・・  
でも、裁判のシステムもよくわからないし、  
手続きや書類の作成など難しそう。  
なにより裁判費用が気にかかる。

どうしよう・・・



そんなあなたの  
強い味方、それが  
民事法律扶助制度です。

この制度は裁判のためにかかるさまざまな費用をあなたに代わって一時的に立て替え払いしてくれるのですが、2000年10月1日からは**民事法律扶助法**ができ、さらにその対象が拡大。今まで扶助の対象となっていなかった本人訴訟(弁護士に依頼しないで自分で行う裁判)においても、司法書士が従来から作成していた**裁判所に提出する書類の作成に関する費用**について立て替え援助することができるようになりました。

民事法律扶助とは・・・

民事事件や家事事件などで、裁判の援助や書類作成の援助が必要なのに資力がない方のために、裁判手続費用や書類作成費用などを立替えて、弁護士や司法書士を紹介する制度です。

### 民事法律扶助を受けるには

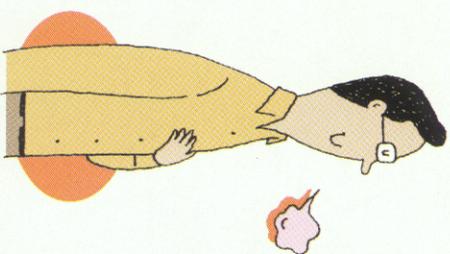
まずはあなたの悩みをお気軽にご相談ください。法律扶助協会による無料法律相談もご利用いただけます。

事件内容を検討した結果、  
勝訴の見込みがあると判断された場合で、  
一定の資力基準以下の方は、**※2**  
民事法律扶助を受けることができます。

**※1** 勝訴の見込みには、和解、調停、示談等により、紛争解決の見込みがあるものや、自己破産では免責見込みがあるものなどを含みます。  
**※2** 資力基準の目安は、賞与も含んだ月収(手取り)で、以下のとおりです。  
なお、地域によって実情が違いますので、詳しくはご相談ください。

#### 一般民事事件

(平成11年4月現在)  
単身者 ⇒ 月収 182,000円以下  
2人家族 ⇒ 月収 251,000円以下  
3人家族 ⇒ 月収 272,000円以下  
4人家族 ⇒ 月収 299,000円以下  
以下、1人増につき30,000円を加算。これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費等の出費があるときは考慮されます。



### 裁判費用や書類作成費用の立替とは

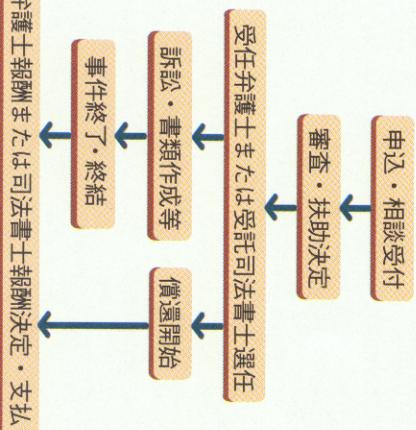
法律扶助が決定されますと、次の費用が立替えられます。

- 1 訴訟費用(弁護士着手金、報酬金を含む)
- 2 裁判所に提出する書類の作成費用など

### 立替金の返還方法は

立替費用は原則として割賦で返還していただくことになります。ただし、生活保護を受給されているような事情で返還が困難な場合には、返還を猶予または免除する制度もあります。

### 【民事法律扶助手続きの概略】



法律扶助を受けるには、**住民票と資力を証明するもの**が必要となります。詳細は、お近くの「法律扶助協会支部」や「司法書士会」へお問い合わせください。

平成14年7月17日

開かれた簡易裁判所の構築に向けて  
(簡裁の機能の更なる充実と司法書士の役割)

日本司法書士会連合会

司法制度改革審議会の提言について

司法制度改革審議会意見書では、簡易裁判所の機能の充実に関し、「軽微な事件を簡易迅速に解決することを目的とし、国民により身近な簡易裁判所の特質を十分に活かし、裁判所へのアクセスを容易にするとの観点から、簡易裁判所の事物管轄については、経済指標の動向等を考慮しつつ、その訴額の上限を引き上げるべきである。」また、少額訴訟手続につき、「国民がこの手続をより多く利用しうるようにする見地から、少額訴訟手続の対象事件の範囲については、それを定める訴額の上限を大幅に引き上げるべきである。」との提言がなされている。

現に裁判所に提出する訴訟関係書類の作成業務を通して、国民の裁判を受ける権利に一定の役割を果たしている司法書士の立場から、この提言に盛り込まれたキーワードを検証することにより、当連合会の意見を明確にしたい。

まず「簡易迅速に解決」については、

紛争解決の方法は裁判が主体となるが、その中で国民に身近で軽微な紛争については、簡易かつ迅速に解決することが望まれている。

また、この場合の簡易とは、訴訟手続そのものを指すと同時に、裁判所へ気軽に行けるという観点をも含むものである。

次に「国民により身近な簡易裁判所の特質を十分に活かし」については、

裁判所と国民との距離が離れていると言われる中で、簡易裁判所は、多くの特則を設けることにより、すみやかに紛争を解決できる諸策がなされており、比較的国民の身近にあるということができる。この機能をさらに充実すべきであるということを示している。

そして「裁判所へのアクセスを容易にする」については、

簡易裁判所を一層利用しやすくし、国民の司法へのアクセスを拡充するということの意味している。

以上のような認識の下に、簡易裁判所の事物管轄の引上げが提言されたものと、理解する。

## 簡裁の事物管轄引上げについて

これまでの簡易裁判所の事物管轄引上げについては、訴訟物の上限を5,000円としてスタートした簡易裁判所の創設以来、一定期間を経て事物管轄の引上げが繰り返された。これら、過去の事物管轄の引上げの背景、理由は、概ね物価水準等の経済指標に連動させることと、本来簡易裁判所で審理されるべき事件が地方裁判所にまわっているということから、上級審の負担軽減という2点に集約できるが、今般の事物管轄引上げ論議とは、相当背景が異なるといえる。

したがって、今回の事物管轄の引上げを考えるにあたっては、「簡易裁判所をさらに国民に身近なものとして広く利用するため」という視点が必須の要件と思われる。

簡易裁判所と地方裁判所を比較したとき、簡易裁判所には以下のような特色がある。

簡易裁判所は地方裁判所に比して地域に広く分布しており、国民がアクセスしやすい市民の裁判所として、まさに国民に近接する裁判所として位置付けられている。

また、手続が簡便であり、審理そのものも利用者に理解しやすく、本人による裁判も追行しやすい等の特性がある。

迅速な審理についても司法改革の大きな論点とされているが、平成12年の簡易裁判所における第一審通常訴訟平均審理期間は2.1ヶ月であり、8.8ヶ月の地方裁判所と比較すると4分の1弱の期間で審理がなされている。

調停委員・司法委員制度により、市民参加による解決が期待され、現に相当の効果を挙げている。また、少額訴訟手続、特定調停制度の導入等により、着実に国民の利便性が向上している。

簡易裁判所の事物管轄の見直しについては、このような簡易裁判所の特質を積極的に活用すること、換言すれば国民の簡易裁判所へのアクセスを拡充するという観点で検討されるべきである。

ところで、簡易裁判所の事物管轄の引上げについて慎重な見解も伺える。

現状の簡易裁判所は、クレジット・サラ金業者等の債権回収事件が大半を占めており、このうえ簡易裁判所の管轄を広げれば、商工ローン等の今まで地方裁判所で審理されていた業者事件が簡易裁判所にまわり、簡易裁判所が市民のための裁判所ではなく業者が取立てを行うための裁判所になるのではないかとすることを危惧する意見である。

クレジット・サラ金や商工ローン等の債権回収についても、裁判によって解決しようとすることは当然である。しかしながら、その多くは事実関係がそれほど複雑でないため、

原告は会社の支配人等の弁護士でない者が出廷し、一方、被告は事実関係に争いがないため法律専門家が関与していないことが多く、そのために審理が停滞したり、あるいは攻撃防御が十分に尽くされていない面がある。この傾向は簡易裁判所であろうと地方裁判所であろうと同様である。当事者が法律専門家を積極的に活用できる環境が必要であり、危惧される問題の所在は事物管轄にあるのではない。今後、司法書士は書類作成援助に加え、簡易裁判所の訴訟代理人となれることから、それら問題点を解決するように努め、国民が法律専門家へアクセスしやすい環境を充実させていく所存である。

### 少額訴訟制度について

また、その検討にあたっては、少額訴訟制度の関連も考慮されなければならない。

司法制度改革審議会では、簡易裁判所で取り扱う少額訴訟制度についてその訴額を大幅に引き上げる提言がなされており、司法書士会では、これまでその普及や手続の支援を心がけてきたが、新たに本年7月1日から、全国50の司法書士会が「少額裁判サポートセンター」と称して、相談をはじめ裁判手続に関わる支援事業を開始した。

少額訴訟制度は迅速、低廉、簡易な面から、金銭の支払い請求に関わる紛争事件については非常に効果的な制度である。そこで、司法制度改革審議会の提言のとおり、対象事件の範囲内で訴額を増額させる等、さらに制度を充実させ、制度の利用を広めることにより、一層の有効性を高める必要がある。

現実に、東京、大阪の簡易裁判所では、30万円以上の事件であっても、市民紛争型事件の一部については少額訴訟手続に準じた取扱いがなされるケースがあり、その評価をみれば、簡易裁判所で取り扱うべき事件は今以上にあると思われる。

通常訴訟と少額訴訟を有効に機能させることにより、国民に身近な頼りがいのある簡易裁判所として、充実を図るべきである。

### 司法書士の簡裁代理について

司法書士は弁護士に比して全国にあまねく存在しており、本人訴訟を支援してきた実績や、クレジット・サラ金等の借入れを原因とする多重債務などの消費者問題或いは成年後見制度等への関わりの実績を有する。また、平成12年10月以降、民事法律扶助事業の書類作成援助にも積極的に関わってきた。

先の司法書士法改正により、来年4月以降、司法書士の簡易裁判所における代理活動が実現することになった。

今次の法改正を実質化するため、訴訟代理を担う司法書士がくまなく全国に存在するよう、信頼性の高い能力担保措置をはじめ多くの課題に鋭意取り組んでいる。ちなみに、現時点では全国17,000有余の会員のうち、7割近くの会員が簡易裁判所における訴訟代理を担う姿勢を示している。来年4月以降には、能力担保措置をクリアした相当程度の司法書士が、簡易裁判所における代理活動を行えるものと期待できる。とりわけ弁護士による簡易裁判所での代理活動が希薄化している現状を鑑みると、不足していると言われる専門家の関与という観点からは、司法書士が関与することにより解消することができ、また、それにより、簡易裁判所の円滑な運営や機能向上に寄与することができると思う。

### これからの簡裁のあるべき姿について

最後に、市民の裁判所としてのこれからの簡易裁判所のあるべき姿について意見を述べたい。

現に、近くに存在し、アクセスが容易であり、しかも、事件の内容や性質から簡易裁判所での解決がふさわしいと思われる場合でも、請求金額等の関係から地方裁判所で扱われる事件が存在する。簡易裁判所と地方裁判所は、利用者である国民が裁判所という門戸を叩く際の最初の裁判所である。請求金額等により簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの審理を振り分けられる以上、利用する国民の視点から簡易裁判所と地方裁判所のどちらにアクセスしやすいかという客観的評価も、訴額の引上げにあたり重要な要素とすべきである。

このような検討が、国民の司法への信頼の確保につながるものと考え。また、そのための環境を整備することが喫緊の課題であるといえる。

自己責任による事後監視・救済型社会への変革を迫られている現下の日本において、本人訴訟はある意味で自己責任の究極の形態である。そのためにも「市民の駆け込み寺」としての簡易裁判所の機能を高め、誰でも、より積極的に当事者が主体として訴訟に関与できるよう検討を行う事も重要である。

更に、より発展的に簡易裁判所の役割を考えると、個別具体的な紛争が、重装備の本格的訴訟でなければ解決できないのか、又は訴訟要件を緩和した簡易裁判所でも対応できるものなのかを、訴えの提起などの初期の段階で選択できるような裁判手続を、大胆かつ積極的に構想することも必要ではないかと考える。

簡易裁判所の機能を飛躍的に向上させるために、人員や設備を拡充することは大前提である。

以上

# TOKYO発

TEL 03(5461)8030・FAX 03(5461)8033

貸した金を返してもらえない、敷金が戻ってこない、賃料の滞納…。こんなトラブルに困っている人たちを助けようと、司法書士たちが動き始めた。日本司法書士連合会が7月1日、少額裁判サポートセンターを全国一斉50カ所に開設。東京での相談は新宿区本塩町で3日から受け付けをスタートする。少額裁判(訴訟)とは何か。サポートセンターの役割は。

## 司法書士連合会少額裁判サポートセンター開設

JR四ツ谷駅そばの日回で、司法書士の相談員、回数や相談員を増やして本司法書士会館。少額裁判一人が無料で対応する。いく。多くの人に利用し判サポートセンターは、東京司法書士会の高良「てほしい」と話す。の一階に開設される。水 実理事は「どれだけの人 少額訴訟は、簡易裁判 曜午後三時から六時、土 が相談に訪れるか予想で 所の事件の中でも三十万 曜同一時から四時の週二 きないが、需要があれば 円以下の金銭の支払いを

### 「敷金返して」「家賃払って」「友達に貸した金は」…

# 身近なトラブル 泣き寝入り不要



世の中、小さなトラブルだらけ イラスト・所ゆきよし

では、友人に貸した金を返してもらえないケースは。 「返す期限が明らかにされていない場合でも、借用書があれば大丈夫。内容証明で期限を限って催促をし、それでも返してもらえなければ、少額訴訟手続きをすればいいのです」 少額訴訟の特徴の一つは、本人訴訟が多いこと。理由は、多額の費用がかかるとは、訴訟ある」と加藤さんは語る。 「紛争当事者は、とか書士に書類作成を依頼すれば、それだけで五万円から十五万円。弁護士だともっとかかる。 本人訴訟だと「印紙代と郵便代だけ、数千円で済むことが多い。時間もサポートセンターは、そんな少額訴訟への助言を行い、小さなトラブルに泣き寝入りしないよう



少額裁判サポートセンターと加藤政也さん—東京都新宿区の日本司法書士会館で

は二年前、全国主要八箇加藤政也さんは「普通の原則一回の審理で紛争を解決する。一九九八年の民事訴訟法改正で新設された制度。費用と時間がかかる従来の裁判に比べ、迅速・簡単に問題解決を図ることができる。日本司法書士会連合会。常任理事企画担当の

司法書士 依頼を受けて、裁判所・検察庁・法務局に提出する書類を作成したり、不動産登記、商業登記の手続きを代理して行う人。東京には2192人、全国では約1万7000人が登録されている。

市民の味方になる。 TOKYO発では、五月三十一日の紙面で、東京下町の弁護士不足を補うため、弁護士会の公設事務所が設置される話題を紹介したが、少額裁判サポートセンターは、いわばその司法書士版。 来年四月には改正司法書士法が施行される。これまで書類の作成しかできなかった司法書士

も、簡易裁判所の法廷に立つことができるようになる。市民にとって敷居が高かった裁判が、より身近に利用しやすくなる。東京の問い合わせ先は、サポートセンター

紙面構成・志賀俊郎

